



私たちの手でつくる まちづくり基本条例 (仮称)

本町では、住民が主体となってまちづくりを進めていくために、その目的や仕組みを明確にし、共通のルールを定めることによって、自治体の新たな憲法と言える「まちづくり基本条例 (仮称)」が必要であると考えました。「まちづくり基本条例策定委員会」ではこれまで、条例に記載する前文、その体系・骨格の方向性を検討し、各条文の議論を進めています。本条例は、この町の将来を、私たちが考え、選択・決定し、実現する、私たちのための条例です。将来にわたって暮らしやすく、元気で、魅力あふれる町であり続けるために。みんなで力を合わせ、意見を出し合い、私たちに使いやすく、分かりやすい「まちづくり基本条例 (仮称)」となるよう、皆さんからの意見を募集します。これまでに検討された条例 (仮称) の前文、体系・骨格などについて紹介します。

企画課 ☎(56)2221

【まちづくり基本条例・前文】
わたくしたちは、南アルプスの豊かな森林が育む大井川の上流域に暮らす、茶の香ただよう川根本町の町民です。縄文の昔から、恵まれた自然環境や資源に誘われて人々が集まり、それらを生かした産業を発展させながら、素朴で温かな人間性や、堅実な暮らしを守る地域に根付いた文化を築いてき

ました。地方分権の時代を迎える中、地方自治を更に発展させることは地域の責任のもとに決定する分権型社会の形成が求められています。わたくしたちは、環境に配慮した地域振興を図り、この美しい自然を次世代に引き継ぎます。そして、この地域に住むことを誇りに思い、自らの幸せを実現

することができるとするまちづくりを推進します。そのために、町民と議会及び行政が情報を共有し、それぞれの役割と責任を果たすと同時に、互いに協力・尊重し、一体となつてまちづくりを進めます。わたくしたちは、まちづくりの指針として、基本となる理念や原則、協働の仕組み、それぞれの世代の役割を明らかにし、「誰もが安心して生き生き暮らせる川根本町」の実現を目指します。ここに、わたくしたちすべての町民に共有され、遵守される最高規範として、川根本町まちづくり基本条例 (仮称) を制定します。

「ご意見」をお寄せください
前文および次の16項目の体系・骨格について、まちづくりのために必要だと思う仕組みやルールなどへの「ご意見」をお寄せください。

- 自然との共生の原則 (環境)
 - 情報共有
 - 情報共有のための制度 (公開)
 - 4まちづくりへの参加
 - 町民の役割と責務
 - まちづくり活動 (公益活動) への支援
 - 5コミュニティ
 - コミュニティにおける町民の役割
 - コミュニティとの関わり (支援)
 - コミュニティと子どもの関わり
 - 6議会の役割
 - 議会 (議員) の役割と責務
 - 7町民のための行政 (町の役割)
 - 町長の役割と責務
 - 執行機関 (職員) の役割と責務
 - 執行機関の組織づくり
 - 意見、要望、苦情等への対応
 - パブリックコメント
 - 子どもが育つ環境をつくる責務
 - 8まちを創造する仕組み (まちづくりの協働過程)
 - 計画の策定等における原則
 - 9財政
 - 総則 (総合計画に沿った予算執行)
 - 財政事情の公表
 - 10評価
 - 行政評価 (公表)
 - 11町民投票制度
 - 町民投票制度 (非常設型)
 - 12国その他の機関との連携 (連携)
 - 広域連携
 - 国及び県との関係、協力
 - 13条例制定等の手続き
 - 条例制定等の手続き
 - 法務 (条例、規則の制定改廃)
 - 14まちづくり基本条例の位置付け
 - 本条例の位置付け (最高規範性)
 - 15この条例の検討及び見直し
 - 本条例の検討及び見直し
 - 16その他
 - 生涯学習の推進
- 意見の提出方法 企画課あてに「メール、ファクス、持参」のいずれかの方法で提出してください (持参する場合、様式は任意で結構です)。
担当課 企画課まちづくり室 ☎(56)2221 ☎(56)2235
募集期限 3月21日(日) その他
- 1メールで提出する場合は、町HP上部の「お問い合わせ」↓「皆様からの御意見箱」↓「フォームでのお問い合わせ」から投稿してください。必要事項を記入し、「メール送受信実行」すると提出できます。
● 2提出されたご意見は、策定委員会でご協議した上で盛り込まれますので、ご意見がそのまま反映されるとは限りません。あらかじめご了承ください。
● 3現在検討中の各条文については、町HP上部の「お知らせ」↓「会議録」↓「まちづくり基本条例策定委員会会議録の公表」で確認できます。

FSC森林認証™ 木製ベンチを設置

このほど、子育て支援施設 (藤川) に、FSC森林認証の木製ベンチがプレゼントされました。町福祉課の事業で、静岡県の補助を受けて設置したものです。「子育て中の皆さんが触れ合うきっかけに」という願いが込められています。

1カ所は、同施設園庭のヤマモモの木を囲むように、周辺には、モミジの木の上に3台設置してあります。

今回のベンチは、森林管理団体「Forest大井川 (事務局: 川根本町)」の山林で生産された木材を使用し、静岡市のFSC



園庭のヤマモモの木を囲むように設置された木製ベンチ。親子の温かな交流が生まれています。

森林認証加工流通部門の認証取得者ブランド「ぼくら森びと」が製作。実際の設置作業時には、地元の土木建設業者に協力を仰ぎました。

「ベンチの足部分には樹脂素材を採用し、腐りにくい工夫がなされています。日陰や日光の当たり具合なども考慮してベンチの設置場所を決めました」と産業課職員は話していました。



子育て支援施設 専門員 西野 宗子 さん
子どもたちは、木材を使ったベンチを気に入ってくれたようです。木の下に休憩場所ができ、親子や近所の人同士の交流も生まれています。木製ベンチは、座っても見た目も心地が良いもの。温かみがあります。外の活動がますます楽しみになりました。

FSC森林認証: 環境、社会、経済に配慮した責任ある森林管理を第三者機関が認証する制度。
1606 Forest Stewardship Council A.C.
Forest大井川 (認証番号: SA-FM/COC-00184-1)

福祉課 ☎(56)2224

投票所を確認してお出かけください。 4月10日は静岡県議会議員選挙

日時 4月10日(日) 午前7時~午後6時
投票区 入場券をご確認ください。券は当日忘れずに。

投票区	地区名	投票所
1	接岨・大間・奥泉・大谷	奥泉地区集会所
2	土本・沢間・桑野山・寺馬・千頭西・千頭東	役場総合支所
3	平栗・小長井・上岸・前山・洗富小幡	文化会館
4	田代・柳三・坂京	田代区会館
5	崎平・青部	崎平地区集会所
6	藤川	藤川集会所
7	水川・上長尾・高郷・八中・梅高・田野口	役場本庁
8	下長尾・瀬平・久保尾・下泉・老町河内	中川根南部小体育館
9	久野脇	久野脇集会所
10	地名	地名集会所
11	徳山	徳山コミュニティ防災センター

投票日に投票に行けない人は「期日前投票」を一投票日当日に仕事や旅行、買い物などで投票に行けない人は、期日前投票をご利用ください。
期間 4月2日(土)~9日(日) 午前8時30分~午後8時
場所 役場本庁または総合支所 (入場券を忘れずに)

町選挙管理委員会 (総務課行政係) ☎(56)2220

診療日をよくお確かめの上、ご来院ください。 いやしの里診療所の3月診療日

受付時間は次のとおり。診療日は下のカレンダーをご確認ください。祝日は休診日となります。

月曜日 午前8時30分~11時、午後1時~3時30分
水、金曜日 午前8時30分~11時

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4 午前のみ 高木医師	5
6	7 午後4時まで 高嶋医師	8	9 午前のみ 白井医師	10	11 午前のみ 高木医師	12
13	14 午後4時まで 高嶋医師	15	16	17	18 午前のみ 高木医師	19
20	21	22	23 午前のみ 島田医師	24	25 午前のみ 高木医師	26
27	28 午後4時まで 高嶋医師	29	30	31		

いやしの里診療所 ☎(59)2102

総合支所住民生活室 ☎(58)7070